

# 危機管理マニュアル

R5.4.25 改訂

～情報を共有し、柔軟に（臨機応変に）組織で動く～

<報告・連絡・相談>

令和 5 年度 枚方市立伊加賀小学校

学校の防犯及び防災計画

1. 児童の安全確保
2. 避難訓練
3. 校内安全点検
4. 災害に対する基本的な心得
5. 非常変災時における措置※
6. 地震発生時における対応
7. 緊急避難経路
8. 事故・災害発生時の対応
9. プール安全管理マニュアル
10. 緊急・集団下校及び校区見回り体制
11. 理科関係の事故対応マニュアル
12. アレルギー時の緊急対応マニュアル
13. Jアラートによるミサイル発射情報に対するガイドライン

## 学校の防犯及び防災計画

### 《目標》

児童の安全確保及び災害発生時において、統一した組織のもとに、何よりも児童の生命の安全確保を第一義に、あわせて校舎・諸設備の保全を図る。

### 1. 児童の安全確保

児童の安全確保のため、次の各項目について点検し、安全管理に努める。

日常の安全確保点検項目	チェック
(1) 児童の安全確保に関し、職員会議で取り上げるなどして、教職員間で情報交換や共通理解を図っているか。	
(2) 学校への来訪者のための入口や受付を明示し、外部からの人の出入りの確認を行っているか。	
(3) 学校周辺などにおける不審者などの情報について、次のような方法によって把握できる体制を取っているか。	
①日頃から警察などの関係機関を通して、情報を速やかに把握できる体制を取っているか。	
②近接する学校との間で、情報を提供し合う体制を取っているか。	
(4) 始業前や放課後における安全確保のための教職員の具体的な役割分担を定め、児童の状況を把握しているか。	
(5) 登下校時において、児童の安全が確保されるよう、次のような措置を講じているか。	
①児童に対し、定められた通学路を通して登下校するように指導しているか。	
②通学路において、人通りが少ないなど、児童が登下校の際に、より注意を払うべき箇所を予め把握し、注意を喚起しているか。	
③登下校時などに万一の場合、交番や「こども110番の家」などの児童が緊急避難できる場所を児童一人ひとりに周知しているか。	
(6) 学校開放にあたって、次のような措置を講じ、安全への配慮を行っているか。	
①学校開放における開放部分と非開放部分との区別を明確に示し、非開放部分への不審者の侵入防止のための方策を講じているか。	
②学校開放時の安全確保について、学校体育施設開放運営委員会の委員や使用団体責任者等の積極的な協力を得ているか。	
(7) 校門、圍障、外灯、校舎の窓、出入り口などの破損、鍵の状況の点検・補修を行い、安全確保策を講じているか。	
(8) 学校周辺などにおける不審者などの情報が入った場合に、次のような措置を取っているか。	
①警察にパトロールなどの実施を要請するなど、速やかに警察との連携を図っているか。	
②緊急時の児童の登下校の方法について、予め対応策を定めているか。	
③登下校や放課後における安全確保のため、保護者やPTAなどから巡回の協力が得られるか。	
(9) 学校内に不審者が立ち入っている場合など、緊急時に備えて、次のような体制が整備されているか。	
①直ちに校長または教頭に情報が伝達され、児童への注意喚起・避難誘導など、緊急に対応できる教職員の体制が整えられているか。	
②警察や市教育委員会に対して、直ちに通報がなされる体制を整えているか。	

## 2. 避難訓練

引き渡し訓練(5月) 風水害(7月) 不審者(9月) 地震・津波(11月) 火災(3学期)  
教職員対象 防犯訓練研修【講師:枚方警察】(7月)

## 3. 校内安全点検

- ・ 各学期に1回実施
- ※ 遊具の安全点検は、月1回実施

## 4. 災害に対する基本的な心得

### (1) 火災に対する心得

- ・ 先生の指示をよく聞いて、その指示に必ず従う。
- ・ 絶対に大声を出さない。
- ・ 廊下を走らない。早足で歩き、人を押さない。
- ・ 口にハンカチをあて、頭を低くして、煙にまかれないようにする。
- ・ 教室から出るときは、窓を閉め、電灯を消し、きちんと並んで出る。
- ・ 校舎外に出たら小走りで避難する。
- ・ 原則として、一番近い避難口から出る。
- ・ 担任は児童の人員を確認する。窓や戸が閉まっているか点検し、出席簿を携帯して、児童を誘導する。

### (2) 地震に対する心得

- ・ 児童が室内にいる時は、担任の指揮により机下に伏せ、揺れが静まってから冷静に屋外に避難する。(飛び出し・階段の飛び降りをしてはいけない)
- ・ 屋外にいる時は、行動を中止し、姿勢を低くして、建物から離れる。  
(運動場の中央に集合)
- ・ 室内に火気がある時(理科室、家庭課室、教室暖房中等)は、初めに消火し、各教室の電灯のスイッチを切る。

### (3) 台風・風水害に対する心得

- ・ 児童は速やかに帰宅の用意をして、教室の戸締りをする。その後、地区別に集合して、人員の確認・諸注意後、速やかに集団下校する。
- ・ 担任は、教室や廊下等に児童がいないことを確認した後、戸締りをし、担当する地区の教室へ行く。
- ・ 地区担当者は、児童を地区まで送り届ける。(集団下校)

## 5. 『特別警報』または『暴風警報』『暴風雪警報』『洪水警報』が発表された時の措置

枚方市立伊加賀小学校

特別警報	枚方市もしくは東部大阪あるいは大阪府に、 <b>午前7時の時点で『特別警報』</b> が発表されている場合は、 <b>臨時休校</b> とします。			
	登校後に『特別警報』が発表された場合は、原則として全児童学校待機とします。状況に応じて枚方市教育委員会と連携し、その後の対応を決定します。			
暴風 ・ 暴風雪 ・ 洪水警報	枚方市に『暴風警報』『暴風雪警報』『洪水警報』が発表された場合			
	<b>午前7時現在</b>	発表中	児童の登校を見合わせ、解除になるまで <b>自宅待機</b> とします。	
	<b>午前9時現在</b>	発表中	児童の登校は見合わせ、解除になるまで <b>自宅待機</b> とします。	
		解除	<b>第2校時(9時35分)より平常通りの授業</b> を行います。 9時～9時15分の間に集合場所に集まって、9時30分までに学校に着くように集団登校させてください。	給食はあります。下校は平常通りです。
	<b>午前10時現在</b>	発表中	<b>臨時休校</b> とします。 留守家庭児童会入室児童は <b>自宅待機</b> となります。	
		解除	<b>第3校時(10時40分)より授業</b> を行います。 10時～10時15分の間に集合場所に集まって、10時30分までに学校に着くように集団登校させてください。	給食はありません。 12時15分頃の下校となります。ご家庭で昼食の用意をお願いします。
登校後に「暴風警報」「暴風雪警報」「洪水警報」が発表された場合は、地区ごとに教師引率のもと、直ちに集団下校させます。(メール配信システム(伊加賀メール)でお知らせします。)なお集団下校せず、学校に待機する児童につきましては、警報発表後、2～3時間以内にお迎えをお願いいたします。帰宅後の対応については、お子様と事前にお話をしておいて下さい。(特に留守家庭児童会入室児童)				
午前10時現在で解除の場合、留守家庭児童会室は12時15分から開室されます。弁当を持参して登室して下さい。 午前11時現在で解除の場合、留守家庭児童会室は13時15分から開室されます。自宅で食事を済ませて登室するか、弁当を持参して登室して下さい。				
<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校と教育委員会、諸機関との緊急連絡ができなくなりますので、電話でのお問い合わせはご遠慮願います。</li> <li>・『強風注意報』『大雨警報』には、上記対応は適応されません。平常通りの授業です。</li> </ul>				
枚方市に土砂災害警戒情報又は校区内に避難指示が発表・発令された場合 (R3.5.26 改)				
・気象情報及び避難情報により、上記の対応と異なる場合は、学校園を通じてお知らせします。				

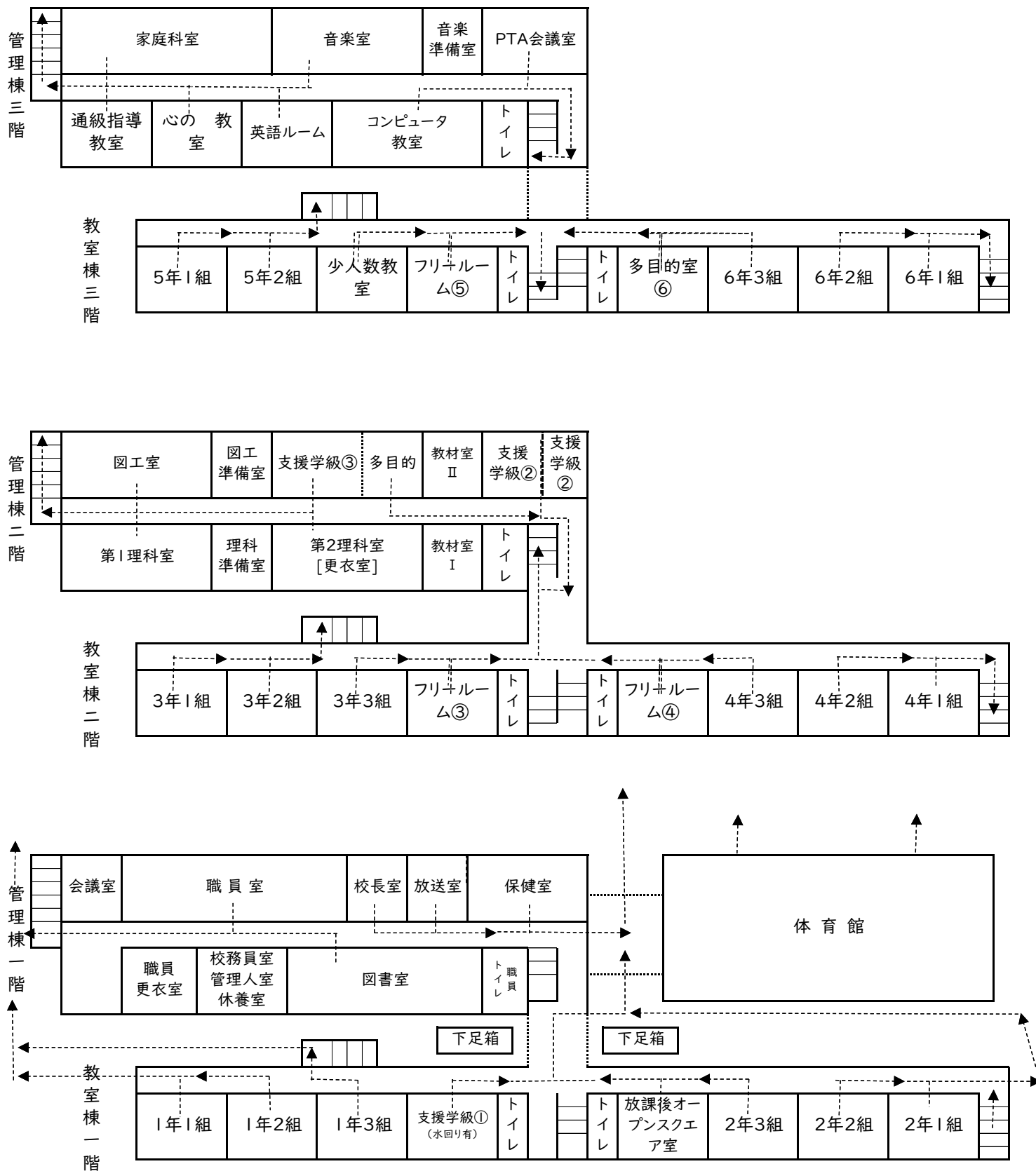
## 6. 地震発生時における対応

★震度5弱以上の地震が発生した場合、以下の対応とする。

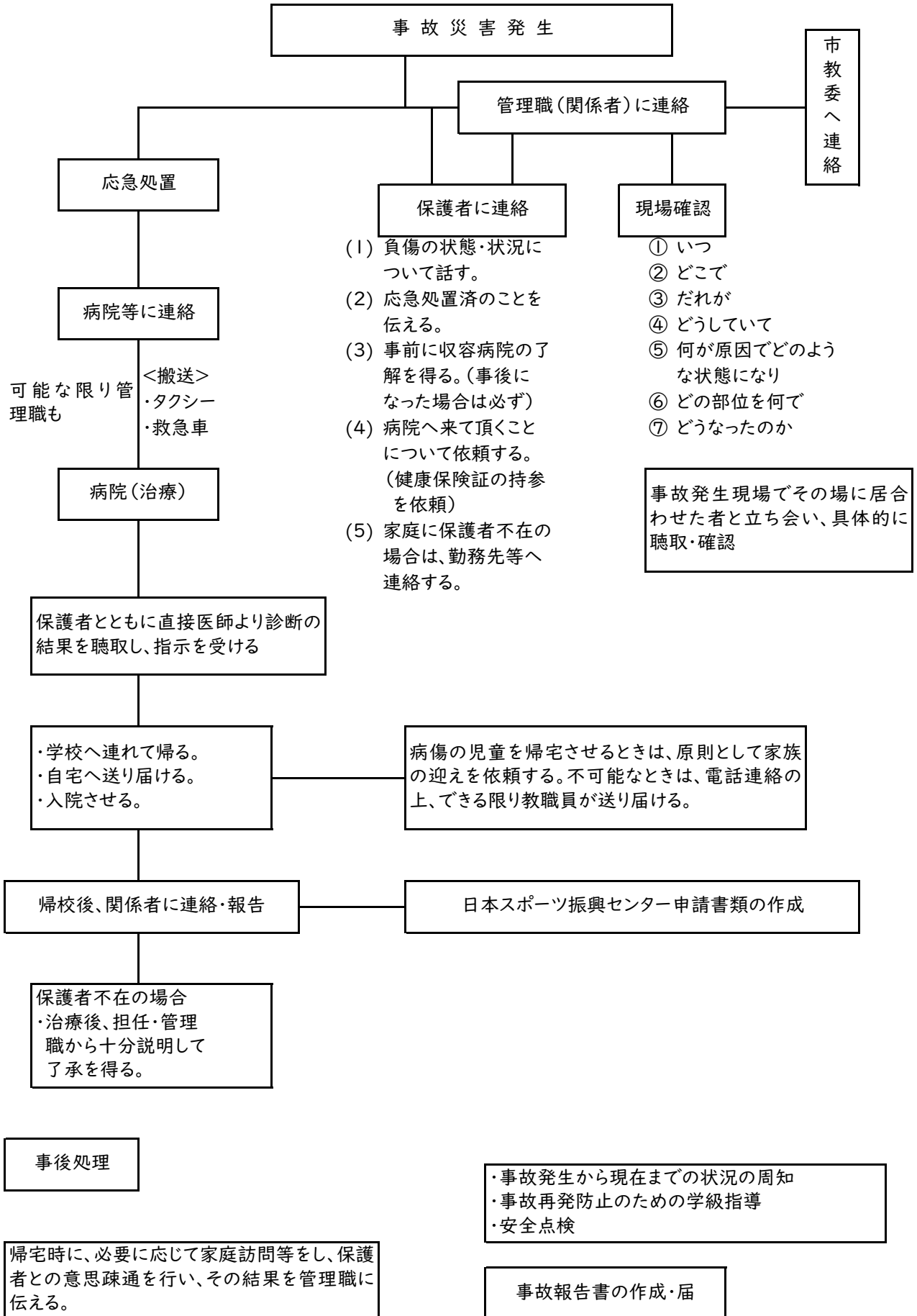
状 パ タ ー ン 況 ン	震度5弱以上の地震が発生
登 校 前	<p style="text-align: center;">臨時休業</p> <p>※前日の下校以降、登校までに発生した場合は、当日を臨時休業とする。 ※土・日・祝日及びその前日に発生した場合は、休業日明けを原則、臨時休業とする。</p>
登 校 中	<p>児童は、危険な場所を避け、安全な場所 (公園・近くの学校の校庭等)へ一時的に避難 ↓ 揺れがおさまった後、原則として登校</p>
在 校 時	<p>地震時は身を守る行動をとり、揺れがおさまったら、 余震に備えて校庭へ避難 ⇒ 以降、臨時休業 ↓ 児童の確認・保護 ↓ 安否情報及び、下校について保護者へ連絡 ↓ 【児童】保護者への引渡し</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin-left: auto; margin-right: auto;"> <p>★下校についての保護者への連絡は、ミルメールで行う。ミルメール発信後、1時間を過ぎても迎えに来ない保護者へは、電話で連絡する。</p> </div>
下 校 中	<p>児童は、危険な場所を避け、安全な場所 (公園・近くの学校の校庭等)へ一時的に避難 ↓ 揺れがおさまった後、原則として自宅へ</p>

# 7. 伊加賀小学校 緊急避難経路 ※

2023年度



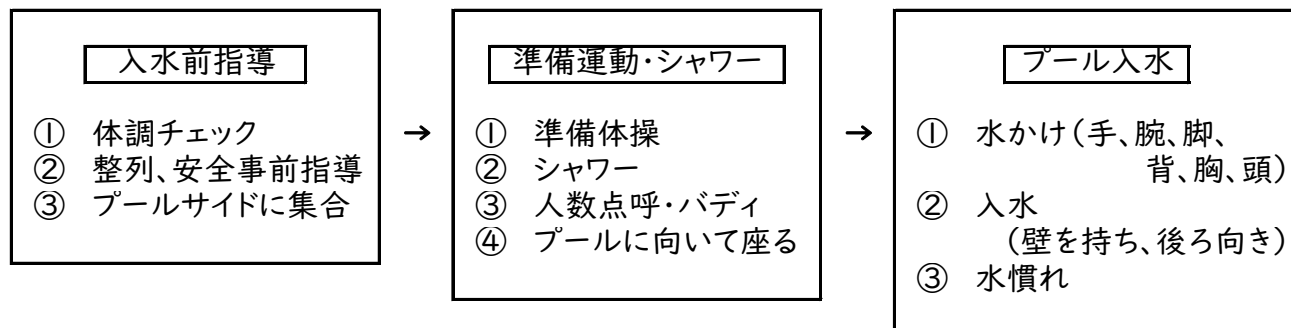
## 8. 事故・災害発生時の対応





## 9. プール・水泳指導 安全管理マニュアル

### 水泳安全指導(全学年共通)



### プール施設管理

#### ◇水泳開始前の施設準備

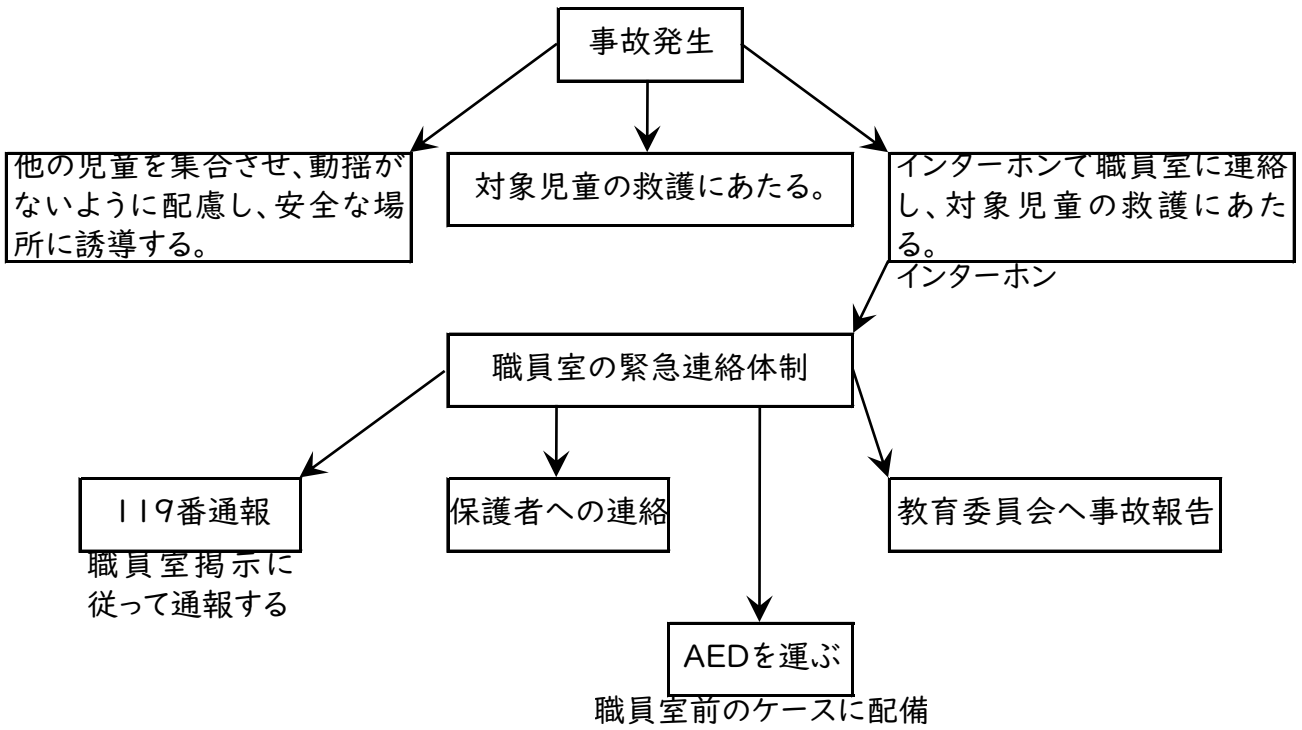
**プール排水** → **市業者清掃** → **プール給水前**

- プール内点検
- ① プール排水溝の点検: 金蓋、ねじの有無・整備
  - ② 周囲のフェンスの整備、植物剪定、蜂の巣、その他危険物の点検
  - ③ 機械の点検: 水漏れ、異臭等

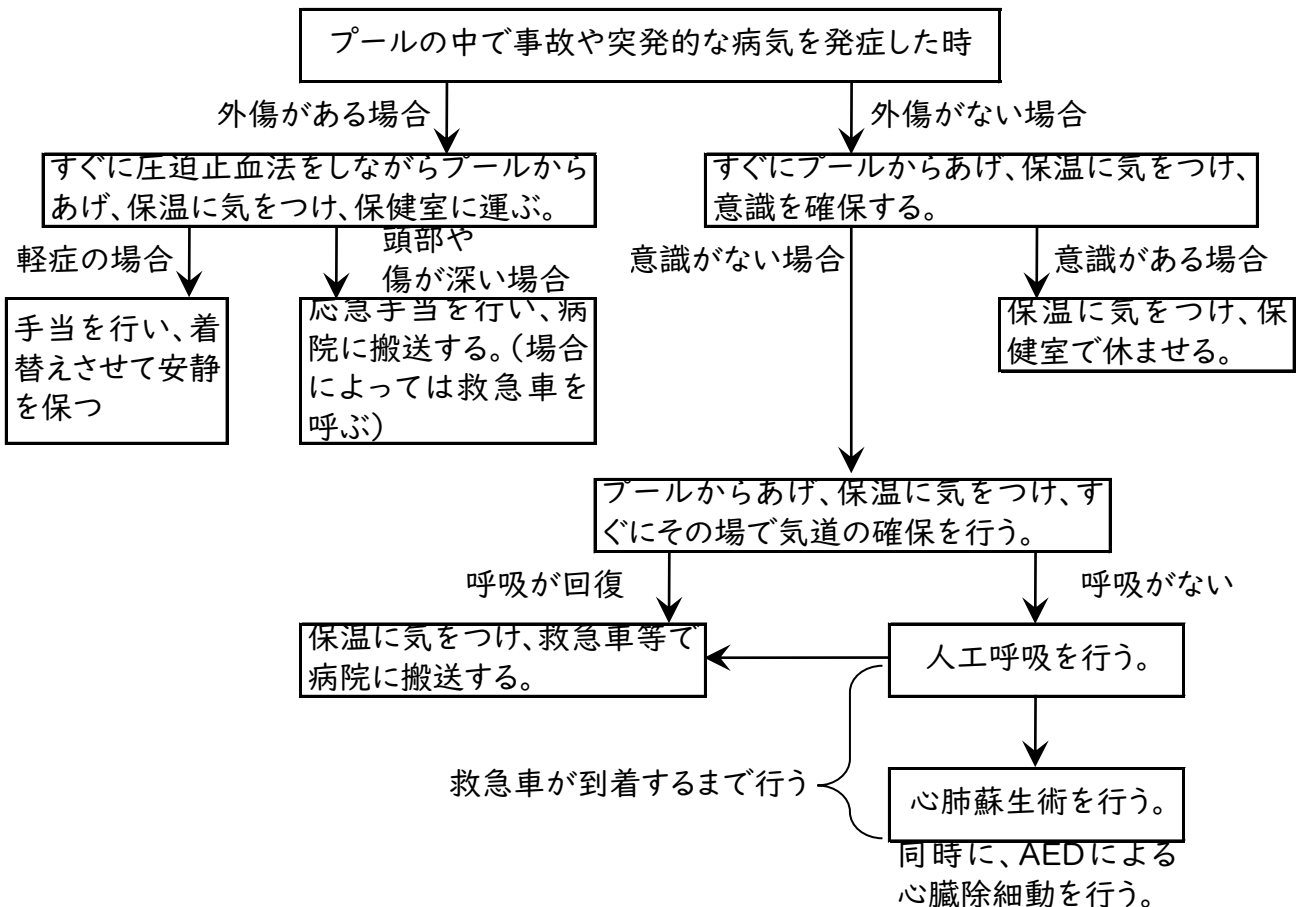
#### ◇日常の点検

1. 気温水温の計測: 気温25度、水温23度
2. 風の強さ: 体感
3. 残留塩素濃度: 0.4~1.0ppm pH概ね7.0(中性)
4. プールの状態目視: 危険物・浮遊物の有無、透明度

### 事故発生時の連絡体制



### 緊急時における対応



10. 令和5年度 緊急集団下校 及び 校区見回り体制 ※

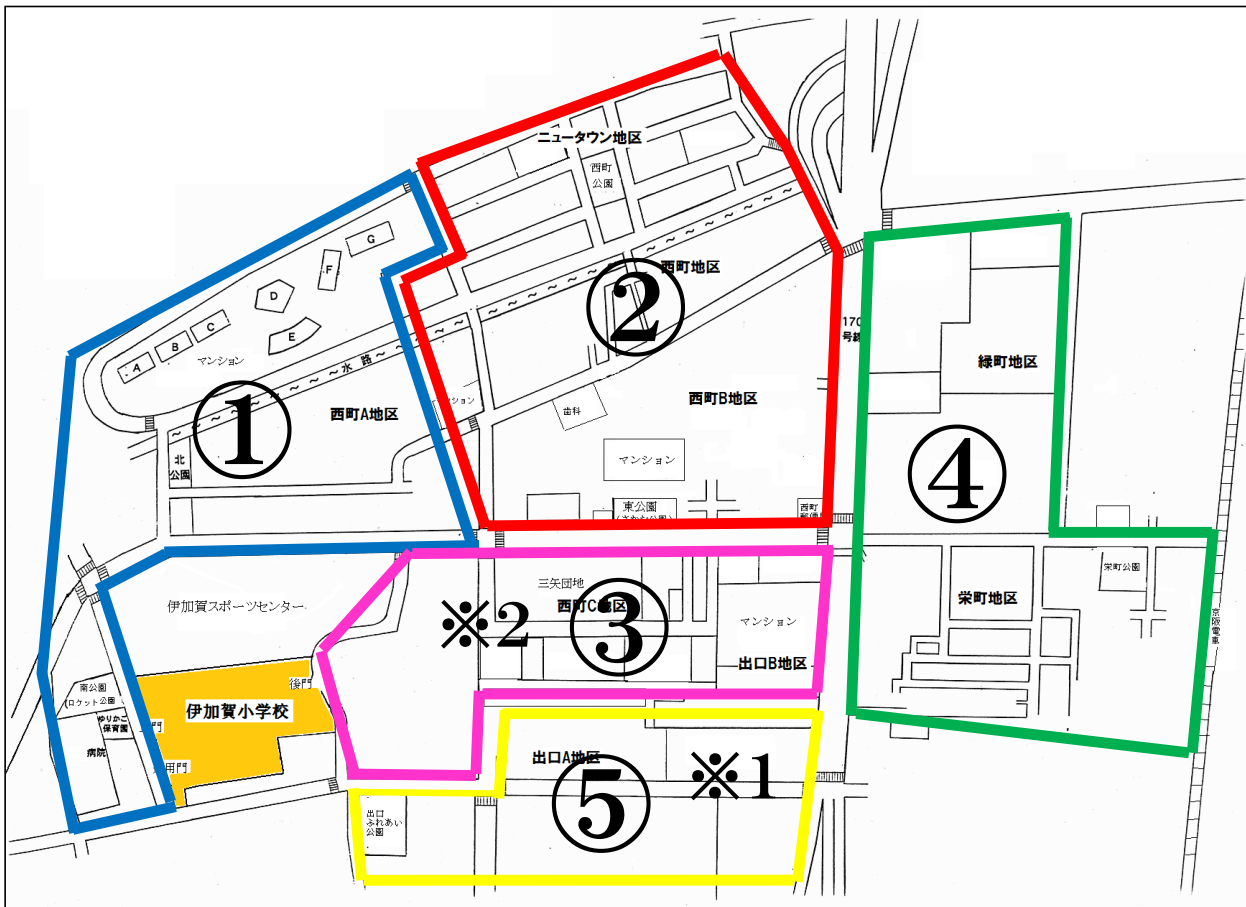
- ① 正門方面 (リバティ・西町A・出口Aの一部)
- ② 西町・西町A・B・ニュータウン方面
- ③ 出口A方面 (※1) (ふれあい公園の先)
- ④ 栄町・緑町方面
- ⑤ 出口A (※2) (ミーテ・アンピエント・シャルマン)・西町C (三矢団地)・出口B (エンゼルフィールズ) 方面

(注) ①は正門から、②～⑤は裏門から下校

(※1) 裏門を出て右

(※2) 裏門を出て左

	地区	1年	2年	3年	4年	5年	6年
①	リバティ						
②	西町A・B ニュータウン						
③	出口B・西町C 出 口A (※2)						
④	栄町・緑町						
⑤	出口A (※1)						
⑥	校内待機						



## 11. 理科関係の事故対応マニュアル

### [1] 実験中に地震が発生した場合

- (1) 使用中の火気の始末及び消火の確認
- (2) 使用中の危険物の所定の場所への収納

### [2] 実験中に火災が発生した場合

- (1) 理科室以外の場合
  - ① 使用中の火気の後始末及び消火の確認
  - ② 使用中の危険物の所定の場所への収納
- (2) 理科室での場合
  - ① アルコールランプが机の上で倒れ、中のアルコールがこぼれて燃えだした場合は、周りの燃えやすい物をあわてずに取り除き、アルコールが燃え尽きるまで待つ。
  - ② 溶剤（ベンゼン・エーテル等の引火性物質）に火がついた場合は、直接水をかけずに、濡れ雑巾・砂・消火器を使って消火する。
- (3) アルカリ金属類（金属ナトリウム・カリウム等）は禁水性物質であり、水と反応すると水素を出し、燃烧・爆発するので、水は使えない。乾いた砂を利用する。

### [3] 薬品の事故が発生した場合

- (1) 薬品が皮膚についた場合
  - ① 直ちに多量の水で20分以上、よく洗う。
  - ② アルカリがついた場合は、服を脱がせ、皮膚のぬるぬるが取れるまで水洗いをする。
  - ③ 医師の手当てを受ける。
- (2) 薬品が目に入った場合
  - ① 多量の水が入っている洗面器内で水を流しながら、目を閉じたり開いたりし、20分以上、洗眼する。（水を勢いよく出さない。）
  - ② すぐに眼科医の手当てを受ける。
- (3) 薬品が薄い場合
  - ① 薄くても多量の水で水洗いする。
- (4) 薬品を吸った場合
  - ① すぐに新鮮な空気のある場所へ連れ出す。
- (5) 薬品を飲み込んだ場合
  - ① 水や牛乳を飲ませて希釈する。ただし、強酸や強アルカリを飲んだ場合は、吐き出させると食道の内部がただれてしまうので、吐き出させない。
  - ② 医師の手当てを受ける。
- (6) 火傷をした場合
  - ① 冷水で15分以上冷やす。
  - ② 医師の手当てを受ける。
- (7) 出血が多い場合
  - ① 動脈・静脈からの出血が多い場合は、きれいな布で傷口を強く押えて止血し、すぐに医師の手当てを受ける。

### [4] 劇薬の盗難、紛失

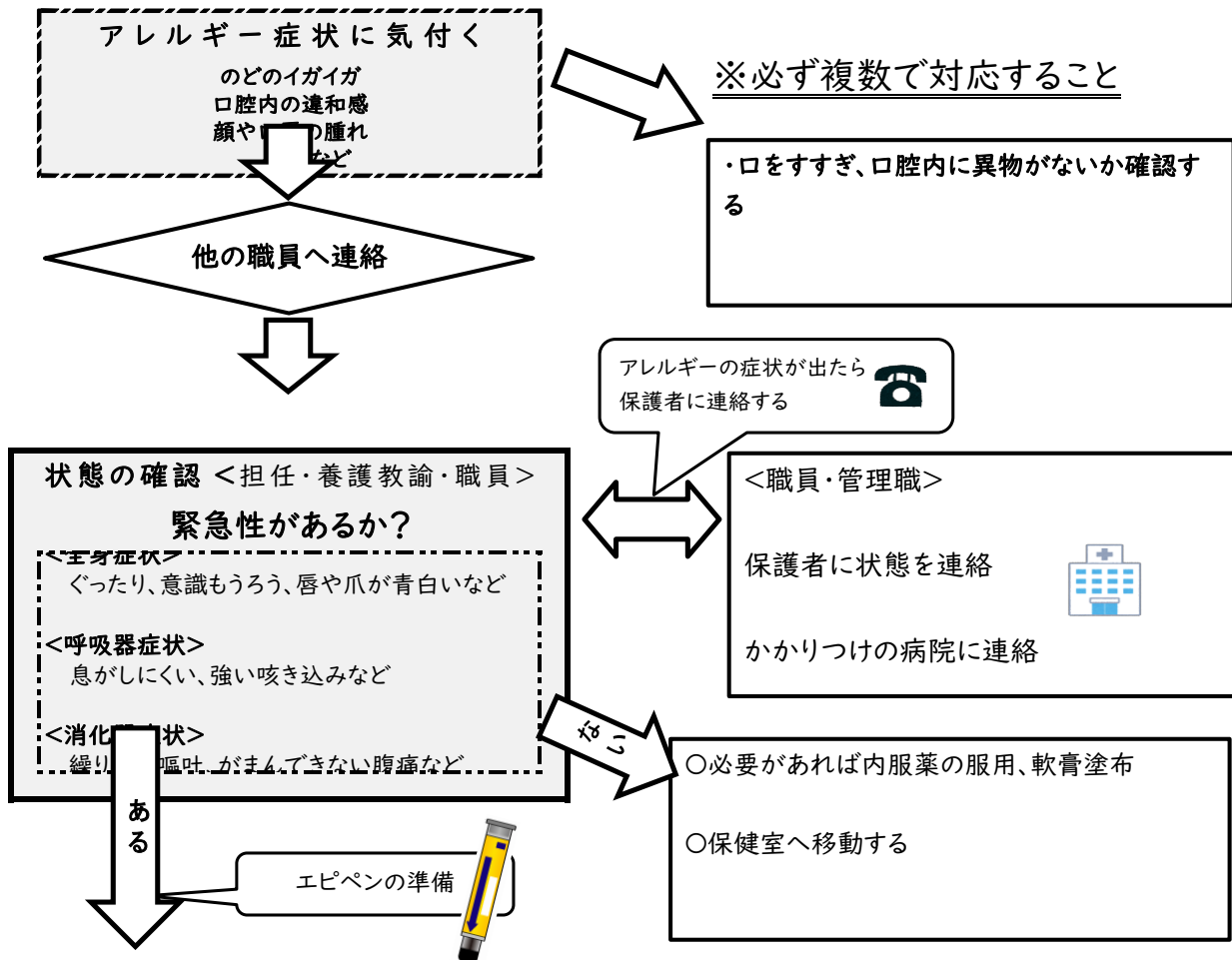
- 直ちに 警察署に届け出る。  
枚方警察署：072-845-1234

#### 事故発生時の措置

1. 救急措置
2. 管理職への報告
3. 病院・保護者・市教委等  
関係機関への連絡
4. 搬送の方法  
救急車：119番

## 12. アレルギー時の緊急対応マニュアル

### 緊急対応マニュアル



①エピペンを打つ

②救急車の要請 119番  
AEDの準備

③安静を保つ

<エピペンの保管場所>

(児童に応じた保管場所を記入)

<エピペンを使用するときの注意(体位・補助の仕方)>

- 本人が「だいじょうぶ」「打たないで」と言っても、呼吸症状やじんま疹の場合は必ずエピペンを使用する
- 児童をいすに座らせ、安心させることが大切  
※状態が悪い時  
⇒あお向けに寝かせ足を高くする(15~30cm程度)(ショックの予防)  
背負ったり、歩かせたりは絶対にしてはいけない
- 一人が児童を座らせて動かないよう固定し、もう一人が太ももの外側に注射する  
注射器を10秒間は押さえつけておく  
(カチッと音がする)
- 注射は、服の上からでも可能



# Jアラートによるミサイル発射情報に対するガイドライン

※本ガイドラインは大阪府教育庁が作成のガイドラインをもとに、次の2点について変更しています。

①市立学校園を対象としています。

②枚方市の位置関係を考慮し、対象範囲として「枚方市を中心とした一定距離圏内（約 30 km）」を含ませています。

## I あらかじめ教職員間で確認・情報共有する事項

### 1 幼児児童生徒等の避難方法や安全確保の方策

下記「II Jアラートによるミサイル発射情報が発信された場合の対応」を参考に適切な指示ができるようにしておく。

### 2 幼児児童生徒等の安否確認方法

自然災害時の対応等を準用するなどして検討しておく。

## II Jアラートによるミサイル発射情報が発信された場合の対応

※ 幼児児童生徒等には、必要以上に不安にさせることがないように、十分、配慮しながら、下記の事項について周知を図るなど、実態に応じた安全指導を行うこと。

### 1 速やかな避難行動と情報収集

○落ち着いて、直ちに次の行動をとる。

屋外にいる場合 ⇒ できる限り近くの建物(できれば頑丈な建物)や地下(地下街や地下駅舎などの地下施設)に避難する。

建物がない場合 ⇒ 物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守る。

屋内にいる場合 ⇒ 窓から離れるか、窓のない部屋に移動する。

<近くにミサイルが落下した場合 >

○屋外にいる場合：口と鼻をハンカチで覆い、現場から直ちに離れ密閉性の高い屋内又は風上へ避難する。

○屋内にいる場合：換気扇を止め、窓を閉め、隙間をテープで埋める等、室内を密閉する。

○正確かつ迅速な情報収集

Jアラートの続報、テレビ、ラジオ、インターネット等から情報収集する。  
行政からの指示があれば、それに従って落ち着いて行動する。

### 2 登下校時の留意事項

○ミサイルが上空通過、枚方市を中心とした一定距離圏外（約 30 km）または大阪府域外に落下した場合

⇒ Jアラートの続報などでミサイルが上空を通過したことや海上等に落下したことの確認が取れた場合は、原則として登下校を再開する。

○ミサイルが枚方市を中心とした一定距離圏内（約 30 km）または大阪府域内に落下した場合

⇒ Jアラートの続報、テレビ、ラジオ、インターネット等から情報収集し、安全を確保できるように落ち着いて行動する。

○ミサイルの落下物を発見した場合

⇒ 決して近寄らず、警察・消防に連絡する。

### Ⅲ Jアラートによるミサイル発射情報が発信された場合の枚方市立学校園の対応

#### 1 Jアラートが発信されたとき

ミサイルが発射され、日本の領土・領海の上空を通過、又は領土・領海に落下する可能性がある場合

在 校 ・ 在 園 時	校舎内等への避難や建物内では窓から離れるなど、適切な指示のもと、幼児児童生徒等の安全確保に努める
登 校 ・ 登 園 前	自宅待機
登 下 校 時	学校園に登校・登園した、又は下校・降園していない幼児児童生徒等を校舎内等へ避難誘導し、安全確保に努める
校外・園外活動時	引率教員等は、幼児児童生徒等を近くの建物や地下などへ速やかに避難誘導

#### 2 状況別の臨時休業の取扱い等

状 況 パ タ ー ン	A	B	C	D
	領土・領海外に落下	日本の上空を通過	領土・領海に落下(Dを除く)	枚方市を中心とした一定距離圏内(約30km)または大阪府域に落下
臨 時 休 業 の 取 り 扱 い	原則として臨時休業は行わない			臨時休業
在 校 ・ 在 園 時	教育活動を再開			①原則として幼児児童生徒等を学校園で保護 ②引き続き情報収集に努める ③安否情報を保護者へ連絡する
登 下 校 時	(登校時) 登校後、教育活動再開 (下校時) 安全確認後、下校させる  ○始業の繰り下げ等の対応をとった場合は、児童生徒支援室まで報告すること			○学校園に登校・登園した、又は下校・降園していない幼児児童生徒等については、在校・在園時に準じた対応を行う
校外・園外活動時	安全確認後、校外・園外活動を再開			①幼児児童生徒等を安全な場所で保護 ②引率教員等は、自校に現状報告を行うとともに、引き続き情報収集に努める ③安否情報を保護者へ連絡する

枚方市を中心とした一定距離（約30km）

別紙

